

仕様書

1 件名

令和3年度越谷市立北中学校スキー教室バス借上

2 履行期日

契約締結の日から令和4年（2022年）2月4日（金）まで

3 履行場所

越谷市立北中学校

埼玉県越谷市大字袋山 870 番地

4 バスの借上げ台数

① 1学年：6台

② 2学年：5台

5 支払方法

完了払（一括払）

6 日程

① 1学年：令和4年2月2日（水）から2月4日（金）まで 2泊3日

② 2学年：令和4年1月26日（水）から1月28日（金）まで 2泊3日

7 行程・宿泊先

行程（予定）1日目及び3日目に学校・宿泊先間の運行を行う。2日目は運行しない。（バスは留め置きとする）

① 1学年

	スキー教室の行程（予定） ※ がバス運行
1日目	<u>学校出発 → 宿泊先到着</u> → 昼食 → 開校式 → スキー実習 → 夕食・入浴 → 消灯
2日目	起床 → 朝食 → スキー実習 → 昼食 → スキー実習 → 夕食・入浴 → 消灯
3日目	起床 → 朝食 → スキー実習 → 閉校式 → 昼食 → <u>宿泊先出発 → 学校到着</u>

宿泊先 HOTEL TAGAWA（北志賀高原竜王）

長野県下高井郡山ノ内町北志賀高原竜王

② 2学年

	スキー教室の行程（予定） ※ がバス運行
1日目	<u>学校出発 → 宿泊先到着</u> → 昼食 → 開校式 → スキー実習 → 夕食・入浴 → 消灯
2日目	起床 → 朝食 → スキー実習 → 昼食 → スキー実習 → 夕食・入浴 → 消灯
3日目	起床 → 朝食 → スキー実習 → 閉校式 → 昼食 → <u>宿泊先出発 → 学校到着</u>

宿泊先 木戸池温泉ホテル（志賀高原木戸池温泉）

長野県下高井郡山ノ内町志賀高原木戸池

※別添の行程案を基本として、受注者が中学校とバス行程書を作成する。中学校は、バス行程書を中学校が契約したスキー教室の契約業者に通知する。

※バスが学校周辺道路を通行する際に届け出が必要となる場合は、受注者はその手続きを行う。

※利用するインターチェンジは、最寄りのインターチェンジの利用を想定しているが、道路状況によりインターチェンジの変更が必要となる場合も考えられることから、指定しない。

8 参加予定生徒数・予定クラス数

- ① 1 学年：205 人、6 クラス（令和3年4月3日現在）
- ② 2 学年：208 人、5 クラス（令和3年4月3日現在）

9 バスの種類及び仕様、運行

- （1）バスは、原則1クラス1台とし、乗員定員席数53席以上（正席45席以上、補助席含む）の大型観光バスとする。なお、装備は冷蔵庫、DVDプレーヤー、TV、マイク、ETC車載機搭載とする。
- （2）補助席は、基本使用しない。
- （3）添乗員及びバスガイドは、特に要しないものとする。
- （4）交代運転者を配置する運行は、行わないものとする。
- （5）当該バス運行で使用するバスは、受注者が直接所有するバスを基本とするが、必要とするバス台数に満たない場合、受注者は、資本関係又は人的関係のある会社を含め、第三者のバスを調達することができる。この場合、あらかじめ発注者の書面による承諾を得なければならない。また、受注者は、当該第三者に対して、受注者と同等の義務を負わせなければならない。
- （6）スキー用具は、基本はレンタルでの対応となるが、一部持込みを行う場合がある。

10 費用負担

- （1）燃料費は、受注者の負担とする。
- （2）有料道路料金及びバスの駐車料金は、受注者が支払い、別途、越谷市教育委員会指導課へ実費を請求するものとする。
- （3）乗務員の宿泊・食事料金は、受注者が支払い、別途、越谷市教育委員会指導課へ実費を請求するものとする。原則、受注者が、乗務員の宿泊・食事について手配する。但し、受注者が、中学校が契約したスキー教室の契約業者に乗務員の宿泊・食事について手配を依頼する場合は、中学校が契約したスキー教室の契約業者と協議を行うことができる。
- （4）上記（2）、（3）の別途実費を請求する経費については、入札額の積算に含めないこと。
- （5）天候及び交通状況により、行程を変更する場合がある。

11 運行管理

- （1）受注者は、国土交通省が策定した「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン（平成24年6月29日策定、平成28年12月20日一部改正）」を順守すること。
- （2）受注者は、常に乗務員の健康状態を把握し、業務に支障がないようにする。
- （3）バス運行の行程を変更する場合は、発注者または中学校・受注者協議の上、行うこと。

12 環境管理

受注者は、バス運行に際し、次にあげる各号を順守するものとする。

- （1）環境に関する法律及びその他の環境保全等に関する事項
- （2）本契約の履行にあたって、埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させることとする。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出することとする。
- （3）車両を運行する場合には、適切な運転やアイドリングストップの実施により、排気ガスの排出抑制や燃料消費の抑制に努めるものとする。

13 事故時の対応等

- (1) 受注者は業務履行中、万が一交通事故、車内事故その他緊急事態発生した場合は、直ちに適切な処置を講ずるとともに、発注者及び関係者に報告しなければならない。なお、受注者は、その責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負わなければならない。ただし、乗客の責任に帰すべき事由は除く。
- (2) 自然災害等が予想される場合は、緊急対応として関係者が協議し、日程を早める又は遅くすることがある。
- (3) 運行中に事故又は故障等により運行不能となった場合は、直ちに代替りの車両を用意すること。

14 その他

- (1) 契約締結後、受注者は、中学校が契約したスキー教室の契約業者と連携をとり、スキー教室の運営に支障がないよう協議を行うこと。
- (2) 借上げ料の算定にあたっては、関東運輸局公示「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」を順守すること。
- (3) 受注者は、契約締結前に、届出運賃を基に借上げ料を算定したことを示す積算内訳書を提出すること。
- (4) 受注者は業務上、知り得た情報については、秘密を厳守すること。
- (5) 自然災害等によりやむをえずスキー教室を中止する場合は、発注者は、双方協議の上契約日から履行期日までにかかる諸経費の実費及び実費相当分を支払うものとする。
- (6) この仕様書に定めのある事項について、疑義が生じた場合及び仕様書に記載されていない内容については、発注者または中学校・受注者協議の上、定めること。

行程案

越谷市立北中学校

① 1 学年

方 面： 北志賀高原竜王

長野県下高井郡山ノ内町北志賀高原竜王

宿泊施設：HOTEL TAGAWA

旅行会社：近畿日本ツーリスト埼玉教育旅行支店

1 日目： 2 月 2 日（水）

学校出発	－	有料道路を利用(休憩 2 回)	－	宿泊施設到着
7 : 0 0				1 2 : 0 0

2 日目：2 月 3 日（木）

終日 運行なし（バスは留め置き）

3 日目：2 月 4 日（金）

宿泊施設出発	－	有料道路を利用(休憩 2 回)	－	学校到着
1 3 : 0 0				1 8 : 0 0

② 2 学年

方 面：志賀高原本戸池温泉

宿泊施設：木戸池温泉ホテル

旅行会社：株式会社農協観光首都圏支店

1 日目： 1 月 2 6 日（水）

学校出発	－	有料道路を利用(休憩 2 回)	－	宿泊施設到着
7 : 0 0				1 2 : 0 0

2 日目：1 月 2 7 日（木）

終日 運行なし（バスは留め置き）

3 日目：1 月 2 8 日（金）

宿泊施設出発	－	有料道路を利用(休憩 2 回)	－	学校到着
1 2 : 0 0				1 9 : 0 0